

# 平成31年 春季火災予防運動

3月1日(金)～3月7日(木)

火災は、人の生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。日頃から、「火の用心」を心がけ、住宅用火災警報器を設置するなど住宅防火に取り組みましょう。

「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」

(平成30年度全国統一防火標語)



## 住宅用火災警報器について

全ての家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

火災を早期に発見し大切な家族の命を守るために、必ず設置しましょう。

また、住宅用火災警報器の電池が切れたり、ほこりが付いたりすると、煙を感知しない場合があります。半年に一度は掃除し、定期的に作動点検を行いましょう。

▶問い合わせ先 島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 (☎ 62-5857)

# 限りある資源を大切に

市内各所には豊富な湧水があり、長く生活や観光などに利用されてきました。しかし、無計画な地下水のくみ上げなどによっては枯渇や汚濁の恐れがあります。

湧水の恩恵を次の世代に受け継ぐためにも、次の点に注意しながら大切に利用しましょう。

## ◎新たに井戸掘削（ボーリング）を行う人へ

地下水採取現況把握のため、環境課に地下水採取計画書などの届け出をお願いします。

## ◎井戸水を利用している人へ

井戸水は気象や環境変化により飲用に適さなくなる場合があります。次のことに注意しましょう。

- ①年に1回、専門の検査機関による水質検査を受けましょう  
(検査料は8000円程度)
- ②井戸を蓋で覆うなど汚染に対する防護措置を取りましょう
- ③滅菌処理してから飲みましょう
- ④おかしいと思ったら、決して飲まず、県南保健所 (☎ 62-3288) などに連絡しましょう

▶問い合わせ先 環境課環境班 (☎ 63-1111 内線 194)

